

授業料免除申請者各位

香 川 大 学

授業料免除申請不備書類の再提出期限の厳格化について

授業料免除申請では、申請時にすべての書類を提出することを原則としていますが、やむを得ない事由により一部の書類を提出できなかった者について、再提出期限までの提出を認め、再提出された書類も考慮に入れて選考を行っています。

しかし、連絡もなく再提出期限を守らず、大幅に遅れて提出してくる申請者がいるため、以下の措置を実施することになりました。

実施内容：

- ①再提出期限以降に提出された書類は受理しません。
- ②再提出期限までに不備書類を提出しなかった者については、書類不備として扱い、選考対象から外します。
- ③再提出期限以降の書類の不提出に対して、担当部署から督促・連絡は行いません。

※提出する際は、提出期限確認のため必ず確認票Bを提示してください。

※上記の実施内容については、本人の責に帰すことのできない場合でも認められませんのでご了承ください。ただし、①～③の場合にあっても、再提出期限までに提出できない相当の理由があり、かつ、再提出期限前に学生生活支援グループへ連絡・相談してきた者で、本学が特に認めた場合はこの限りではありませんが、度重なる期間延長は認められません。